

三次市教育委員会会議議案第 2 6 号

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則及び三次市立小中学校通学区
域に関する規則の一部改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2
5 条第 2 項の規定により，三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則及び
三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正について，議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会規則第 号

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則及び三次市立小中学校通学区
域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則及び三次市立小中
学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則の一部改正)

第1条 三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「生徒とし、1年を通じ11月を限度とする」を「生徒とする」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) スクールバスを利用している者又はスクールバス運行対象区域に居住している児童及び生徒。ただし、季節的に利用する児童及び生徒、住居からスクールバスの乗降場所までの片道の距離が4キロメートル以上の児童及び生徒並びに住居からスクールバスの乗降場所まで交通機関を利用する児童及び生徒を除く。

第6条第1項第2号中「利用」の次に「（住居からスクールバスの乗降場所までの片道の距離が4キロメートル以上の児童及び生徒又は住居からスクールバスの乗降場所まで交通機関を利用する児童及び生徒を除く。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

小学校児童			中学校生徒		
住居から学校までの距離の区分	補助対象要件	補助額	住居から学校までの距離の区分	補助対象要件	補助額
片道4km以上	(1) 通学距離が片道4km以上であり、交通機関及びスクールバスを利用しない児童	月額800円	片道6km以上	(1) 通学のため自転車使用を常例とし、交通機関及びスクールバスを利用しない生徒	月額1,000円
	(2) 通学のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km未満の児童	交通機関の運賃相当額		(2) 通学のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km未満の生徒	交通機関の運賃相当額
	(3) 通学のため交通機関を利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km以上の児童	小学校児童の(2)により算出された額に月額800円を加算して得た額		(3) 通学のため自転車及び交通機関を併せて利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km以上の生徒	中学校生徒の(2)により算出された額に月額800円を加算して得た額
	(4) 通学のためスクールバスを利用することを常例とし、住居から乗降場所に至るまでの距離が片道4km以上の児童	月額800円		(4) 通学のため自転車及びスクールバスを併せて利用することを常例とし、住居から乗降場所に至るまでの距離が片道4km以上の生徒	月額800円
	(5) 通学のためスクールバスを利用し、住居から乗降場所までは	交通機関の運賃相当額		(5) 通学のためスクールバスを利用し、住居から乗降場所までは	交通機関の運賃相当額

	交通機関を利用 することを常例 とする児童			交通機関を利用 することを常例 とする生徒	
--	-----------------------------	--	--	-----------------------------	--

（三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正）

第 2 条 三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成 1 8 年三次市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

吉舎小学校	吉舎町のうち吉舎・三玉・矢野地・海田原・矢井・清綱（イ組）・敷地・徳市・安田・上安田・知和
八幡小学校	吉舎町のうち丸田・清綱（イ組を除く。）・桧・吉舎川之内・辻・雲通

」を

「

吉舎小学校	吉舎町
-------	-----

」に，

「

三次中学校	河内小学校，三次小学校の学校区
-------	-----------------

」を

「

三次中学校	河内小学校，三次小学校，君田小学校の学校区
-------	-----------------------

」に改

め，同表の君田中学校の項を削る。

附 則

この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則

平成16年 4 月 1 日教育委員会規則第21号

改正

平成20年 2 月15日教育委員会規則第 3 号

令和 6 年 2 月 5 日教育委員会規則第50号

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、就学のため遠距離通学をする三次市立小中学校の児童及び生徒（以下「児童及び生徒」という。）に対し通学費の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

(受給資格及び補助額)

第 2 条 通学費の補助を受けることのできる者は、市内に居住し、別表に該当する児童及び生徒とする。~~し、1年を通じ11月を限度とする。~~ただし、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒は、補助の適用を受けることができない。

- (1) 区域外就学を許可されている児童及び生徒
- (2) 指定学校が変更されている児童及び生徒
- (3) スクールバスを利用している者又はスクールバス運行対象区域に居住している児童及び生徒。ただし、季節的に利用する~~者を除く~~児童及び生徒、住居からスクールバスの乗降場所までの片道の距離が4キロメートル以上の児童及び生徒並びに住居からスクールバスの乗降場所まで交通機関を利用する児童及び生徒を除く。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）により通学費相当額の支給を受けている児童及び生徒
- (5) 前号に掲げるもののほか、通学費相当額の支給を受けている児童及び生徒

2 この補助により購入した定期券及び回数券を紛失し、又は汚損してその効力を失した場合においては、再補助を行わない。

(補助申請)

第 3 条 この補助を受けようとする児童及び生徒の保護者は、毎年 4 月30日までに市立小中学校遠距離通学費補助申請書（様式第 1 号）を学校長に提出するものとする。

2 学校長は、前項の申請により適正であると承認したときは、市立小中学校遠距離通学費補助金

交付申請書（様式第2号）に関係書類を添え教育長に提出しなければならない。

- 3 児童及び生徒の保護者は、年度の中途において運賃負担額に変動を生じた場合は、前項に準じて速やかに通学費補助変更申請書を提出しなければならない。

（審査決定）

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、これを審査し、補助を適当と認めたときは補助額を決定し、学校長を経由して保護者に通知するものとする。

（補助金支給）

第5条 前条の決定があったときは、学校長は、その補助対象となる児童及び生徒の保護者からこの補助金に係る請求及び受領に関する委任状（様式第3号）を徴し、これを教育長に提出して補助金の交付を受けるものとする。

（補助の一時停止）

第6条 この補助を受けている児童及び生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、その間の補助を停止する。

（1） 1月の全日を欠席したときは、その当該月

（2） スクールバスを利用（住居からスクールバスの乗降場所までの片道の距離が4キロメートル以上の児童及び生徒又は住居からスクールバスの乗降場所まで交通機関を利用する児童及び生徒を除く。）している期間

- 2 前項の規定にかかわらず、交通機関を利用して通学することにより、この補助を受けている児童及び生徒が長期にわたり欠席したときは、欠席を始めた日に所持する定期券及び回数券の失効日から出席開始の日まで補助を停止する。ただし、第2条の規定により補助額の加算を受けているときは、その加算分について、前項の規定により補助を停止するものとする。

第7条 教育長は、補助を受けている児童及び生徒が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助を中止する。

（1） 保護者からこの補助を辞退する申出があったとき。

（2） 第2条の要件を欠くに至ったとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、この補助を必要としない理由が生じたとき。

- 2 教育長は、前項の規定により補助を中止したときは、速やかにその旨を学校長を経由して保護者に通知するものとする。

（異動報告）

第8条 学校長は、この規則により補助を受けている生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、

長期欠席・出席開始・転学届（様式第4号）により速やかに教育長に届け出るものとする。

- （１） 長期欠席，出席開始又は転学をしたとき。
- （２） 住所，氏名その他の事項に異動を生じたとき。
- （その他）

第9条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

（施行規則）

- 1 この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに，合併前の公立中学校生徒通学費補助要綱（昭和46年三次市教育委員会告示第15号），君田村バス通学費助成要綱（平成10年君田村要綱），作木村立小学校通学費補助条例（昭和55年作木村条例第2号），作木村立小学校通学費補助に関する規則（昭和55年作木村教育委員会規則第1号）又は吉舎町児童・生徒の遠距離通学費の支給要綱（昭和52年吉舎町告示第1号）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年教委規則第3号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月5日教委規則第50号）

この規則は，令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

小学校児童			中学校生徒		
住居から学校 までの距離の 区分	補助対象要件	補助額	住居から学 校までの距 離の区分	補助対象要件	補助額
片道4km以 上	(1)通学距離が片 道4km以上 の児童であり， 交通機関及び スクールバス を利用しない	月額800円 年額7,800円	片道6km 以上	(1)通学のため自 転車使用を常 例とし，交通機 関及びスクー ルバスを利用 しない者	月額1,000円

	児童			徒	
	(2)通学のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km未満の児童	交通機関の運賃相当額		(2)通学のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とする生徒し、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km未満の生徒	交通機関の運賃相当額 1箇月の運賃から 1,000円を減じて 得た額
	(3)通学のため交通機関を利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km以上の児童	小学校児童の(2)により算出された額に月額800円を加算して得た額		(3)通学のため自転車及び交通機関を併せて利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km以上のを越える生徒	中学校生徒の(2)により算出された額に月額800円年額 8,000円 を加算して得た額
	(4)通学のためスクールバスを利用することを常例とし、住居から乗降場所に至るまで	月額800円		(4)通学のため自転車及びスクールバスを併せて利用することを常例とし、住居から乗	月額800円

	の距離が片道 4 k m以上の 児童			降場所に至る までの距離が 片道4 k m以 上の生徒	
	(5)通学のためス クールバスを 利用し, 住居か ら乗降場所ま では交通機関 を利用するこ とを常例とす る児童	交通機関の運賃 相当額		(5)通学のためス クールバスを 利用し, 住居か ら乗降場所ま では交通機関 を利用するこ とを常例とす る生徒	交通機関の運賃相 当額

市立小中学校遠距離通学費補助申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

保護者氏名



年度の通学態様は次のとおりですので、通学費の補助を申請します。

児童生徒氏名		学校名		学校長認印	
生年月日	年 月 日	学年	年		
通学の方法	徒歩 自転車 バス 鉄道 その他()				
通学距離の明細	住居から学校まで		自転車 その他()	Km	
	住居から	駅 (停留所) まで	徒歩 自転車 その他	Km	
	駅 (停留所) から	駅 (停留所) まで	バス 鉄道	Km	
	駅 (停留所) から	学校まで	徒歩 その他	Km	
計				Km	

(注) 「通学の方法」は、該当するものを○で囲んでください。

「通学距離の明細」は、駅名又は停留所名を記入し、該当するものを○で囲むとともに、()の中に距離を記入してください。

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

三次市立

学校

校長



年度市立小中学校遠距離通学費補助金交付申請書

年度市立小中学校遠距離通学費補助金として、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 _____円

様式第3号（第5条関係）

委 任 状

年度において三次市より受ける市立小中学校遠距離通学費補助金について、その請求、受領に関する一切の事務を三次市立 学校長 に委任します。

年 月 日

住 所 三次市 町 番地

保護者氏名



児童生徒氏名

様式第4号（第8条関係）

長
出
転
期
席
欠
開
席
始
学
届

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

学校 学年 児童氏名
生徒

学校長



長期欠席

上記児童生徒は、次のとおり出席開始しますのでお届けします。

転 学

- | | | | | |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 長期欠席開始 | 年 | 月 | 日 |
| | 出席開始 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 転学期日 | 年 | 月 | 日 |
| | 転学校 | | | |

○三次市立小中学校通学区域に関する規則

平成18年10月 6 日教育委員会規則第11号

改正

平成19年 3 月30日教育委員会規則第 1 号

平成19年 9 月14日教育委員会規則第 9 号

平成22年 3 月30日教育委員会規則第 3 号

平成24年 3 月28日教育委員会規則第 7 号

平成27年 6 月30日教育委員会規則第 9 号

平成30年12月25日教育委員会規則第10号

令和 7 年 3 月21日教育委員会規則第 1 号

三次市立小中学校通学区域に関する規則

三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、就学予定者の就学すべき小学校及び中学校の指定（以下「指定学校」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校の指定）

第 2 条 三次市内に住所を有する就学予定者に対する就学すべき小学校又は中学校の指定は、次のとおりとする。

学校名	学校区の範囲
河内小学校	東河内町，西河内町，小文町，山家町（郷川及び青葉会を除く。），穴笠町
三次小学校	日下町，三原町，三次町，山家町のうち郷川・青葉会，栗屋町のうち落岩・荒瀬・下津河内・馬行谷・長谷
栗屋小学校	栗屋町のうち岩脇・元国・中垣内・中の村・亀谷・旭・米丸・小森・大平・上旭・上村・若屋・長伝・細田
十日市小学校	十日市東，十日市南，十日市西，十日市中，十日市町
八次小学校	南畑敷町，畠敷町，四拾貫町，後山町

酒河小学校	東酒屋町，西酒屋町
青河小学校	青河町
神杉小学校	江田川之内町，高杉町，廻神町，三若町のうち芋面
田幸小学校	糸井町，大田幸町，小田幸町，木乗町，志幸町，塩町
和田小学校	向江田町，和知町
川地小学校	上川立町，下川立町，上志和地町，秋町，下志和地町
川西小学校	有原町，三若町（芋面を除く。），石原町，海渡町，上田町
君田小学校	君田町
布野小学校	布野町
作木小学校	作木町
吉舎小学校	吉舎町 吉舎町のうち吉舎・三玉・矢野地・海田原・矢井・清綱（イ組）・敷地・徳市・安田・上安田・知和
八幡小学校	吉舎町のうち丸田・清綱（イ組を除く。）・桧・吉舎川之内・辻・雲通
みらさか小学校	三良坂町
三和小学校	三和町
甲奴小学校	甲奴町

学校名	学校区の範囲
三次中学校	河内小学校，三次小学校， 君田小学校 の学校区
十日市中学校	栗屋小学校，十日市小学校，酒河小学校の学校区
塩町中学校	神杉小学校，田幸小学校，和田小学校，川西小学校の学校区
川地中学校	青河小学校，川地小学校の学校区
八次中学校	八次小学校の学校区
君田中学校	君田町
布野中学校	布野町
作木中学校	作木町
吉舎中学校	吉舎町
三良坂中学校	三良坂町

三和中学校	三和町
甲奴中学校	甲奴町

(通学区域自由化制度等の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず，三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領（平成16年三次市教育委員会告示第42号）に定める三次市立小中学校通学区域自由化制度による場合，又は保護者の申立てにより三次市教育委員会が認めた場合は，指定学校以外の学校に就学することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに，三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第14号）の規定によりなされた手続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第9号）

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第3号）

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第7号）

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日教委規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則は，平成27年度分以後の通学区域について適用し，平成26年度分までの通学区域については，なお従前の例による。

(みなし規定)

- 3 この規則の施行の日前（平成27年度分に限る。）に行った手続，処分その他の行為は，この規

則による改正後の三次市立小中学校通学区域に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年12月25日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則、三次市立学校水泳プール管理規則又は三次市立小中学校通学区域に関する規則（以下「三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等」という。）の施行に関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の規定により行うことができる。

附 則（令和7年3月21日教委規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

<u>小学校児童</u>			<u>中学校生徒</u>		
<u>住居から学校までの距離の区分</u>	<u>補助対象要件</u>	<u>補助額</u>	<u>住居から学校までの距離の区分</u>	<u>補助対象要件</u>	<u>補助額</u>
<u>片道4km以上</u>	(1) <u>通学距離が片道4km以上であり、交通機関及びスクールバスを利用しない児童</u>	<u>月額800円</u>	<u>片道6km以上</u>	(1) <u>通学のため自転車使用を常例とし、交通機関及びスクールバスを利用しない生徒</u>	<u>月額1,000円</u>
	(2) <u>通学のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km未満の児童</u>	<u>交通機関の運賃相当額</u>		(2) <u>通学のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km未満の生徒</u>	<u>交通機関の運賃相当額</u>
	(3) <u>通学のため交通機関を利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km以上の児童</u>	<u>小学校児童の(2)により算出された額に月額800円を加算して得た額</u>		(3) <u>通学のため自転車及び交通機関を併せて利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4km以上の生徒</u>	<u>中学校生徒の(2)により算出された額に月額800円を加算して得た額</u>
	(4) <u>通学のためスクールバスを利用することを常例とし、住居から乗降場所に至るまでの距離が片道4km以上の児童</u>	<u>月額800円</u>		(4) <u>通学のため自転車及びスクールバスを併せて利用することを常例とし、住居から乗降場所に至るまでの距離が片道4km以上の生徒</u>	<u>月額800円</u>
	(5) <u>通学のためスクールバスを利用し、住居から乗降場所までは</u>	<u>交通機関の運賃相当額</u>		(5) <u>通学のためスクールバスを利用し、住居から乗降場所までは</u>	<u>交通機関の運賃相当額</u>

	<u>交通機関を利用 することを常例 とする児童</u>			<u>交通機関を利用 することを常例 とする生徒</u>	
--	--------------------------------------	--	--	--------------------------------------	--

別表（第2条関係）

<u>小学校児童</u>			<u>中学校生徒</u>		
<u>距離の区分</u>	<u>補助対象要件</u>	<u>補助額</u>	<u>距離の区分</u>	<u>補助対象要件</u>	<u>補助額</u>
<u>片道4 k m以上</u>	<u>通学距離が片道4 k m以上の児童</u>	<u>年額7,800円</u>	<u>片道6 k m以上</u>	(1) <u>通学のため自転車使用を常例とする生徒</u>	<u>月額1,000円</u>
				(2) <u>通学のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とする生徒</u>	<u>1箇月の運賃から1,000円を減じて得た額</u>
				(3) <u>通学のため自転車及び交通機関を併せて利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至る距離が片道4 k mを超える生徒</u>	<u>(2)により算出された額に年額8,000円を加算して得た額。</u>

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則及び三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

第 1 条（三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則の一部改正）

改 正 案	現 行
（受給資格及び補助額） 第 2 条 通学費の補助を受けることのできる者は、市内に居住し、別表に該当する児童及び生徒とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒は、補助の適用を受けることができない。 (1)及び(2) 略 (3) <u>スクールバスを利用している者又はスクールバス運行対象区域に居住している児童及び生徒。ただし、季節的に利用する児童及び生徒、住居からスクールの乗降場所までの片道の距離が 4 キロメートル以上の児童及び生徒並びに住居からスクールの乗降場所まで交通機関を利用する児童及び生徒を除く。</u> (4)及び(5) 略 2 略 （補助の一時停止） 第 6 条 この補助を受けている児童及び生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、その間の補助を停止する。 (1) 略 (2) <u>スクールバスを利用（住居からスクールの乗降場所までの片道の距離が 4 キロメートル以上の児童及び生徒又は住居からスクールの乗降場所まで交通機関を利用する児童及び生</u>	（受給資格及び補助額） 第 2 条 通学費の補助を受けることのできる者は、市内に居住し、別表に該当する児童及び生徒とし、<u>1 年を通じ 1 1 月を限度とする。</u> ただし、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒は、補助の適用を受けることができない。 (1)及び(2) 略 (3) <u>スクールバスを利用している者又はスクールバス運行対象区域に居住している児童及び生徒。ただし、季節的に利用する者を除く</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ (4)及び(5) 略 2 略 （補助の一時停止） 第 6 条 この補助を受けている児童及び生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、その間の補助を停止する。 (1) 略 (2) <u>スクールバスを利用</u> _____ _____ _____ _____ _____

